

運輸審議会半年報

令和4年1月～6月

国土交通省運輸審議会

は し が き

令和4年1月から同年6月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案等の処理状況、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

運輸審議会半年報

令和4年1月～6月

I	今期の活動概要	2
II	運輸審議会審議事案等の処理状況	4
III	答申書	
1	鉄道・軌道	
	令4第4001号 東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請について	5
2	自動車	
	令4第5001号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長について（北摂交通圏）	12
3	航空	
	令4第9001号 株式会社AIRDOからの混雑空港（福岡空港）運航許可申請について	17
IV	公聴会	20
V	意見聴取	21
VI	説明聴取事案	21
VII	報告聴取	22
VIII	委員の構成等	23

I 今期の活動概要

■ 概況

今期は、審議案件が4件あり、答申を3件(鉄・軌道1件、自動車1件、航空1件)、国土交通省設置法第15条第3項に該当する事案(以下「説明聴取事案」という。)の認定を1件行った。

また、他にも諮問を受けた案件が3件(鉄・軌道1件、自動車2件)あり、審議を継続している。

1 審議案件

○ 鉄・軌道

1月12日に諮問された東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請について、同月13日、20日、2月1日、同月17日に審議の上、職権により3月1日に東京都において運輸審議会主宰の公聴会を開催し、同月3日に現地調査を実施した。更に同月10日、17日、22日、24日、29日及び31日に審議の上、4月5日に認可することが適当である旨答申した。

九州旅客鉄道株式会社からの鉄道事業の特別急行料金の上限設定認可申請事案について、5月12日に説明を聴取し、同月17日に説明聴取事案として認定した。

4月20日に諮問された近畿日本鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請について、同月21日、26日、5月12日及び24日に審議を行い、その後も審議を継続している。

○ 自動車

4月5日に諮問された一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長(北摂交通圏)事案について、同月7日及び28日に審議の上、5月10日に指定の期限を延長することが適当である旨答申した。

5月16日に諮問された川崎市からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、同月17日、26日、31日に審議の上、6月7日に申請者に対して意見聴取を実施し、更に同月14日及び21日に審議を行い、その後も審議を継続している。^{注1}

6月22日に諮問された鹿児島交通株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、同月23日に審議を行い、その後も審議を継続している。^{注2}

○ 航空

5月2日に諮問された株式会社AIRDOからの混雑空港運航許可申請事案について、同月10日、19日及び24日に審議の上、6月2日に許可することが適当である旨答申した。

注1 同事案については令和4年7月19日に申請どおり認可することが適当である旨答申している。

注2 同事案については令和4年7月26日に申請どおり認可することが適当である旨答申している。

2 その他案件

○ 現地調査

前述のとおり、3月3日に東急電鉄株式会社について、現地調査を行った。

○ 報告聴取

1 1件の案件について報告を聴取した。



東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限設定認可申請事案に関する公聴会



東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限設定認可申請事案に関する現地調査

II 運輸審議会審議事案等の処理状況

〔 令和4年1月1日から
令和4年6月30日まで 〕

1 事案処理状況

区 分	鉄・軌道	自動車	航空	港湾	海運	運輸安全	その他	計
答 申 事 案 件 数	1	1	1	0	0	0	0	3
公聴会開催事案件数	1	0	0	0	0	0	0	1
意見聴取実施事案件数	0	0	0	0	0	0	0	0
部会審議事案件数	0	0	0	0	0	0	0	0
説 明 聴 取 事 案 件 数	1	0	0	0	0	0	0	1
事 後 通 知 事 案 件 数	1	0	0	0	0	0	0	1

(注) 本表における「答申事案件数」及び「説明聴取事案件数」の件数については、それぞれ答申を行った日及び説明聴取事案として認定した日を基準としている。

2 その他の状況

	鉄・軌道	自動車	航空	港湾	海運	運輸安全	その他	計
過去の答申に基づく フォローアップ件数	0	0	0	0	0	0	0	0
報 告 聴 取 件 数	2	4	1	0	1	1	2	11
現 地 調 査 件 数	1	0	0	0	0	0	0	1

(注) 鉄・軌道に係る現地調査については、前述のとおり、東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請に係る審議の一環として実施したものである。

Ⅲ 答申書

鉄・軌道

○国土交通省告示第 553 号（令和 4 年 5 月 12 日）

国運審第 2 号
令和 4 年 4 月 5 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 牧 満

答 申 書

東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の
上限変更の認可申請について

令 4 第 4 0 0 1 号

令和 4 年 1 月 1 2 日付け国鉄事第 5 0 2 号をもって諮問された上記の事案については、
令和 4 年 3 月 1 日東京都において公聴会を開催し、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

東急電鉄株式会社からの申請に係る鉄道及び軌道事業の旅客運賃の変更については、別紙に掲げる額を上限として認可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、平成17年3月20日から、消費税に係る運賃改定を除き17年余にわたり、現行運賃を実施しているものである。近年、乗降客数は堅調に推移してきたものの、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により、外出自粛や通勤客のテレワークへの移行等の行動様式の変容がみられ、乗降客数は大きく落ち込んだ。令和元年度の収支率は102.4%であったところ、令和2年度には78.6%に下落し、収益の悪化が著しい。行動様式の変容が一定程度定着し、需要の回復が見通せない一方、安全の確保に必要な設備投資は引き続き実施する必要があり、旅客運賃を改定して鉄軌道事業の安全な輸送と健全な経営を維持したいとして、旅客運賃の上限変更認可を申請したものである。
2. 国土交通大臣は、鉄道運送事業者及び軌道経営者からの旅客運賃の上限の変更の認可にあたっては、鉄道事業法第16条第2項、軌道法第11条第1項及び関係通達に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認の上、鉄道事業法第16条第1項及び軌道法第11条第1項の認可をするものとされている。
3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、公聴会を開催し申請者の陳述及び一般公述人の公述を聴取したほか、現地視察、通勤定期旅客運賃の上限額を含む当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は、次のとおりである。

平年度（原価計算期間）である令和5年度から令和7年度までの3年間の収入算定の基礎となる現行運賃を維持した場合の総収入は合計423,627百万円、適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は468,535百万円と推定されるので、差引き44,907百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

これに対して、旅客運賃の上限を主文のとおり改定した場合、総収入は466,803百万円、適正な総括原価は468,535百万円と推定されるので、差引き1,731百万円の不足を生ずるものと見込まれる。
4. 令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を起因とする消費者の行

動様式の変容により、コロナ禍前の需要への回復は見通せないとする申請者の需要見通しは、沿線利用者を対象としたアンケート調査（令和2年12月）、内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」の動向（令和2年12月と令和3年11月調査の比較）等を踏まえており、かつ所管局が別途実施した外部委託調査結果の想定範囲内にあることを勘案すると、合理性が認められる。他方、安全・安心投資を主体とした設備投資の継続を前提とする原価を推定した結果、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるため、本件申請は上記2.の認可基準に適合するものと認められる。

したがって、鉄道事業法第16条第1項及び軌道法第11条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を認可することは適当であると認める。

要 望 事 項

新型コロナウイルス感染症の影響は先行き不透明な状況が続いており、東急電鉄株式会社の鉄軌道事業における需要見通しは一定の合理性が認められるものの、想定された旅客輸送量と実績が大きく乖離する可能性がある。このため、国土交通大臣は、本件申請の認可にあたり、鉄道事業法第54条第1項及び第2項の趣旨に基づき、期限に係る条件を付すことを検討されたい。

また、付された期限までの間の東急電鉄株式会社の経営実績について、実績が想定された収支率となっているかの検証結果並びに事業構造変革及び輸送需要創出への取組状況について、毎年、当審議会に報告されたい。

別紙

1 普通旅客運賃

(1) 鉄道対キロ区間制 (こどもの国線及び世田谷線を除く全線)

(単位：キロ、円)

キロ程	1円単位	10円単位
1～3	140	140
4～7	180	180
8～11	227	230
12～15	250	250
16～20	288	290
21～25	309	310
26～30	347	350
31～35	381	390
36～40	430	430
41～45	469	470
46～50	500	500
51～56	531	540

(2) 鉄道均一制 (こどもの国線)

(単位：円)

	1円単位	10円単位
全線均一	157 (据置)	160 (据置)

(3) 軌道均一制 (世田谷線)

(単位：円)

	1円単位	10円単位
全線均一	160	160

2 通勤定期旅客運賃（大人1か月）

(1) 鉄道対キロ区間制（こどもの国線及び世田谷線を除く全線）

（単位：キロ、円）

キロ程	
1～3	4,990
4～7	6,780
8～11	8,570
12～15	9,430
16～20	10,740
21～25	11,510
26～30	12,830
31～35	14,170
36～40	15,940
41～45	17,260
46～50	18,580
51～56	19,900

(2) 鉄道均一制（こどもの国線）

（単位：円）

全線均一	5,790（据置）
------	-----------

(3) 軌道均一制（世田谷線）

（単位：円）

全線均一	6,140
------	-------

3 通学定期旅客運賃（大人1か月）

(1) 鉄道対キロ区間制（こどもの国線及び世田谷線を除く全線）

（単位：キロ、円）

キロ程	
1～3	1, 870（据置）
4～7	2, 470（据置）
8～11	3, 120（据置）
12～15	3, 450（据置）
16～20	3, 940（据置）
21～25	4, 270（据置）
26～30	4, 790（据置）
31～35	5, 280（据置）
36～40	5, 940（据置）
41～45	6, 430（据置）
46～50	6, 920（据置）
51～56	7, 430（据置）

(2) 鉄道均一制（こどもの国線）

（単位：円）

全線均一	2, 480（据置）
------	------------

(3) 軌道均一制（世田谷線）

（単位：円）

全線均一	2, 680（据置）
------	------------

自動車

○国土交通省告示第 584 号（令和 4 年 5 月 26 日）

国運審第 10 号
令和 4 年 5 月 10 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 牧 満

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

令 4 第 5 0 0 1 号

令和 4 年 4 月 5 日付け国自旅第 5 4 7 号をもって諮問された上記の事案について
審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、北摂交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「北摂交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、北摂交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、令和元年7月1日に、北摂交通圏を令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、北摂交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で令和2年11月10日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めた。

しかし、令和2年度の輸送実績等によれば、取組の実施により北摂交通圏の事業環境が改善されたとは認められず、国土交通大臣は、取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の（1）から（6）まで（以下「指定基準」という。）のいずれにも該当する場合に、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定を延

長しないこととしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は、次のとおりである。なお、本件について公聴会は開催していない。

北摂交通圏は、所管局によると、協議会において令和2年11月10日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

- (1) 令和2年度の実働実車率は28.7%であり、平成13年度と比較して34.7%減少している。
- (2) 令和2年度の赤字事業者車両数シェアが100.0%と1/2以上である。
- (3) 人口が約35万人の高槻市を含む営業区域である。
- (4) 令和2年度の総実車キロが10,292,509キロであり前年度と比較して37.3%減少している。
- (5) 令和2年度の日車営収は27,149円であり、平成13年度と比較して36.1%減少している。また、令和2年度の日車実車キロが67.0キロであり、平成13年度と比較して43.7%減少している。

また、法令違反件数の直近5年間の平均値が0.062件/100万キロで、直近5年間の全国平均値を上回っている。

さらに、事故発生件数の直近5年間の平均値が8.930件/100万キロで、直近5年間の全国平均値を上回っている。

(6) 北摂交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、令和4年2月25日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、北摂交通圏については、令和2年度の輸送実績等では、事業環境の改善が認められず、また、特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組を実施し始めたところであるので、早期の指定解除に向けて、今後も取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が北摂交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるよう、タクシーに係る各種指標等の改善状況を把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

また、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に、上記の取組状況等について当審議会に報告するとともに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を持ち続けるよう、協議会を指導していただきたい。

航空

○国土交通省告示第 708 号（令和 4 年 6 月 21 日）

国運審第 17 号
令和 4 年 6 月 2 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 牧 満

答 申 書

株式会社AIRDOからの混雑空港運航許可申請について

令 4 第 9 0 0 1 号

令和 4 年 5 月 2 日付け国空事第 97 号をもって諮問された上記の事案については、
審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

株式会社AIRDOの申請に係る混雑空港（福岡空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、福岡（福岡空港）～新千歳（新千歳空港）間において国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、福岡～新千歳間の路線については、令和4年7月1日からボーイング式737-700型機を使用し、1日に1往復の運航を行おうとするものである。

2. 混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、航空法第107条の3第1項の規定により、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならないが、また、当該許可を受けようとする本邦航空運送事業者は、同条第2項の規定により、当該混雑空港を使用空港とする路線に係る運航計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないとされている。

また、国土交通大臣は、当該許可をしようとするときは、同条第3項各号の基準によってこれをしなければならないとされている。

なお、その許可の基準は以下のとおりである。

- (1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること
- (2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること

3. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会は開催していない。

(1) 本件申請は、次のとおり上記2. の要件を満たしている。

- ① 福岡空港においては、発着規制として、1時間の発着回数上限を38回（うち到着回数20回）とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める福岡空港での発着は、他の航空運送事業者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、福岡空港における航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 福岡～新千歳間の路線では、現在、全日本空輸株式会社が1日1往復、日本航空株式会社が1日2往復、スカイマーク株式会社が1日1往復、P e a c h ・ A v i a t i o n株式会社が1日1往復の運航をそれぞれ行っている。

申請者による当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、一層の多頻度運航と競争の促進が図られ、利用者の選択肢が広がり、利用者の利便に適合する輸送サービスが提供されることを勘案すると、本件申請は福岡空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

- (2) 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものとして、同条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を許可することは適当であると認める。

IV 公聴会

鉄・軌道

○東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限設定認可申請事案

(令4第4001号)

・概要

開催日時	開催場所	主宰
令和4年3月1日(火) 13時00分～14時20分	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 1階 低層棟共 用会議室3A・3B	運輸審議会

・出席者

運輸審議会委員

氏名	職名
牧 満	会長
和田 貴志	会長の職務を代理する常勤の委員
河野 康子	委員(非常勤)
山田 攝子	委員(非常勤)
二村 真理子	委員(非常勤)
三浦 大介	委員(非常勤)

申請者陳述人

氏名	年齢	職名
渡邊 功	65歳	東急電鉄株式会社 取締役社長
城石 文明	66歳	取締役副社長
小井 陽介	55歳	執行役員経営戦略部統括部長
五島 雄一郎	44歳	経営戦略部総括課長

一般公述人

【反対】

氏名	年齢	職業又は所属団体
川合 徹	63歳	会社員

V 意見聴取

鉄・軌道

○川崎市からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案

(令4第5002号)

開催月日	開催場所	出席者氏名及び職名	備考
6月7日	運輸審議会 審議室	川崎市 藤倉 茂起 副市長 中上 一夫 交通事業管理者 交通局長 斎藤 禎尚 交通局企画管理部長 柳澤 和也 交通局自動車部長 北條 泰広 交通局企画管理部経営企画課長 植村 宏明 交通局企画管理部経営企画課担当課長	申請者

VI 説明聴取事案

鉄・軌道

認定月日	申請者	事案の内容
5月17日	九州旅客鉄道株式会社	西九州新幹線(武雄温泉・長崎間)における特別急行料金の上限設定認可申請

VII 報告聴取

月 日	事 案 の 内 容	説 明 部 局
1月11日	令和3年の審議状況について	運輸審議会審理室
1月18日	鉄道駅の更なるバリアフリー化のための新たな料金制度について	鉄 道 局
1月25日	路線バスの運賃改定について（地方運輸局への権限委譲）	自 動 車 局
1月27日	運輸安全マネジメント制度について	運輸安全監理官室
2月3日	「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」中間とりまとめについて	自 動 車 局
2月15日	公共交通機関におけるバリアフリー化の進捗状況について	総 合 政 策 局
3月8日	造船業の事業基盤強化・生産性向上（海事産業強化法、令和4年度予算等）について	海 事 局
4月12日	西九州新幹線の特別急行料金の設定について	鉄 道 局
4月14日	混雑空港運航許可制度について	航 空 局
4月19日	乗合バスの運賃制度について	自 動 車 局
6月16日	鹿児島交通の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃の変更について	自 動 車 局

VIII 委員の構成等

○委員

令和4年6月30日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
会 長	牧 満
会長の職務を代理する常勤の委員	和 田 貴 志
委員(非常勤)	河 野 康 子
委員(非常勤)	山 田 攝 子
委員(非常勤)	二 村 真 理 子
委員(非常勤)	三 浦 大 介

(備考)

- 委員の任命(新任) 三浦 大介 委員(令和4年2月27日付)
- 運輸審議会会長の任期満了に伴い、令和4年3月1日に国土交通省設置法第17条第1項及び第3項の規定に基づき、会長及び会長の職務を代理する常勤の委員の互選を行い、会長に牧満、会長を代理する常勤委員に和田貴志を選任

<新委員紹介>

みうら だいすけ
三浦 大介

- 平成 3. 3 成城大学法学部卒業
 7. 3 成城大学大学院法学研究科博士課程前期修了
 9. 3 東京都立大学大学院社会科学研究科博士課程退学
 4 高知大学人文学部助手
 10. 4 同 講師
 13. 4 同 助教授
 14. 6 パリ第1大学文部科学省在外研究員
 16. 4 神奈川大学法学部助教授
 19. 4 同 准教授
 21. 10 東京大学公共政策大学院非常勤講師
 22. 4 神奈川大学法学部教授
 令和 2. 9 同 常務理事
 4. 2 運輸審議会委員(非常勤)

○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

令和4年6月30日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
部 会 長	和 田 貴 志
部 会 長 の 職 務 を 代 理 す る 委 員	山 田 攝 子
委 員	三 浦 大 介
専 門 委 員	稲 葉 緑
専 門 委 員	井 料 美 帆
専 門 委 員	小 松 原 明 哲
専 門 委 員	酒 井 ゆ き え
専 門 委 員	佐 藤 泰 弘
専 門 委 員	渡 辺 研 司

(備考)

部会長の任命（新任） 和田 貴志 委員（令和4年3月1日付）
 委員の任命（新任） 三浦 大介 委員（ ” ” ）
 専門委員の任命（新任） 佐藤 泰弘 専門委員（令和4年4月1日付）

○事案処理職員

令和4年6月30日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

官 職	氏 名
総合政策局 次長（運輸審議会審理室長）	岩 月 理 浩
総合政策局 運輸審議会審理室 評価官	久 保 麻 紀 子
総合政策局 運輸審議会審理室 企画官	渡 眞 利 諭
総合政策局 運輸審議会審理室 課長補佐	北 小 路 謙 史
総合政策局 運輸審議会審理室 課長補佐	本 間 浩
総合政策局 運輸審議会審理室 専門官	町 田 徳 之
総合政策局 運輸審議会審理室 専門官	宮 田 誠
総合政策局 運輸審議会審理室 係長	佐 藤 由 紀
総合政策局 運輸審議会審理室 主査	上 埜 徳 之
総合政策局 運輸審議会審理室 係員	澁 澤 育 海
総合政策局 運輸審議会審理室 係員	長 津 朋 哉

運輸審議会半年報

令和4年1月～6月